

## こくみん共済 U-10 サッカーリーグ(in 富山県) 大会要項

- 主　　旨** 選手達が無理なく移動しゲームが行えるよう、地区を基本とする生活圏内において、年間を通じて年代に適したプレーできる事を目的とする。
- 主　　催** 公益財団法人日本サッカー協会 公益社団法人富山県サッカー協会
- 主　　管** 富山サッカー友の会
- 特別協賛** 全労災(全国労働者共済生活協同組合連合会)
- 期　　日** 2016年4月～2016年9月
- 大会会場** 富山県内 各地
- 参加資格**
- ① 2016年度(公財)日本サッカー協会に第4種加盟登録された4年生以下で構成されたチームもしくは選手である事(合同チーム、単一加盟チームから2チーム以上の参加を認める)
  - ② 常時指導しうる責任のある指導者のいるチームであること
  - ③ 引率指導者は当該チームを掌握指導する責任ある指導者であること
  - ④ 試合には、4級以上の審判員を帯同させること
  - ⑤ 各チームの責任者は、保護者の同意を得ること
  - ⑥ 参加者はスポーツ傷害保険等に加入済みのこと
  - ⑦ ユニフォームは異色の物を2着用意する事(ビブスでも可)
- 試合方法** 富山県内を以下の6ブロックに分けて、それぞれのブロックにおいてリーグ戦を行う
- 新川リーグ** (下新川8 魚津4) 12チーム  
12チームの1回戦総当たりを行う
- 66試合
- 常願寺リーグ** (滑川・中新川6 富山北部7) 13チーム  
13チームの1回戦総当たり
- 78試合
- 富山セントラルリーグ** (富山中部6 富山西部6) 12チーム  
12チームの1回戦総当たり
- 66試合
- サザンオールスターズリーグ** (富山南部7 上婦負6) 13チーム  
富山南部7チームの2回戦総当たり
- 42試合
- 上婦負6チームの3回戦総当たり
- 45試合
- 高岡ドリームリーグ** (高岡北部7 高岡南部6) 13チーム  
1次リーグ 11チームの1回戦総当たり
- 2次リーグ 上位6チーム、下位5チームによるリーグ戦
- 80試合
- 射水・砺波地域リーグ** (射水9 砧波9) 18チーム  
1次リーグ 10チームと9チームでそれぞれ1回戦総当たり
- 2次リーグ 上位5チーム同士(10チーム)、下位5チームと4チーム(9チーム)による1回戦総当たり
- 162試合

リーグでの順位決定方法は勝ち 3 点、引き分け 1 点、負け 0 点の勝ち点により勝点の多いに決定する。なお、勝点の合計が同一の場合は以下の項目に従い順位を決定する。

1. 全試合の得失点差(総得点 - 総失点)
2. 当該チーム同士の対戦成績(勝敗)
3. 全試合の総得点
4. 1. ~3. の全項目において同一の場合は、抽選により決定する

**競技規則** (公財)日本サッカー協会競技規則 (JFA 8人制サッカー競技規則)による。但し、以下の項目については特に本大会用として大会規程を定める。

- (1) プレーの時間 30 分 (15 分ハーフ)
- (2) 競技者の数 8名 (内 1名はゴールキーパー) とする。  
但し、一方のチームが 8 人に満たない場合、両チーム及び審判の合意の上、両チームを同数とする。
- (3) 交替できる数 自由な交替を適用する。交代はインプレー・アウトオブプレーにかかわらず行うことができる。
- (4) 交替要員の数 制限を設けない
- (5) 反則と不正行為
  - (A) 警告・退場 通常の競技規則による
  - (B) 退場 当該チームは交代要員の中から競技者を補充することができる

#### ピッチサイズ

原則 縦 68m × 横 50m とする。但し、会場によって規程のサイズがとれない場合は会場によりサイズを変更しても構わない。

ペナルティーエリア ゴールポストから 12m、その地点からゴールラインに直角に  
12 m

ゴールエリア ゴールポストから 4m、その地点からゴールラインに直角に 4m

センターサークル 半径 7m

ペナルティマーク 8m

ペナルティーアーク 半径 7m の半円弧

- (6) ゴール ゴールの内り縦 2. 15m 横 5m
- (7) ボール 4号球

#### その他

- (1) 県内 12 地区 (6 ブロック) リーグ戦に置いて各ブロック上位チームが島田杯の決勝トーナメントの出場権利を獲る事が出来る。  
島田杯出場チームは参加チーム数で按分する。
- (2) 審判は当該審判とし、1人制を採用する。(3人制でも可)
- (3) リーグ開始前にエントリー表を各リーグで取りまとめる。(登録選手のチェックのため)
- (4) 試合結果等については毎回各ブロックの責任者が、事務局 (浦田広報委員) にメールにて連絡すること。